

保険番号マスク(広島県34)

番号	設定項目名	老人医療費						重度心身障害者医療費						乳幼児医療費						ひとり親医療費				精神通院補助
		141	241	191	291	391	491	190	290	390	490	590	690	790	260	192	292	392	492	193				
1	保険番号	141	241	191	291	391	491	190	290	390	490	590	690	790	260	192	292	392	492	193				
2	法別番号	41	41	91	91	91	91	90	90	90	90	90	90	90	90	92	92	92	92	93				
3	短縮制度名	マル老1割	マル老2割	マル福障	福山障	障負担無	坂障	マル福乳	乳負担有	乳初診有	庄原乳	坂乳	広島子未	広島子	府中子	マル福母	福山母	母負担無	坂親	精神補助				
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7				
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3				
9	年齢(開始-終了)	65-69	65-69	0-999	0-999	0-999	0-999	0-15	0-18	0-15	0-9	0-12	0-6	6-15	0-15	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999				
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10				
11	レセプト負担金額	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1				
12	レセプト請求(印刷)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
13	レセプト記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
※	所得情報	本人	低所得	低年金	本人										本人	低所得								
14	外来負担区分	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2			
15	1回負担割合	10	10	10	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
18	1日上限額	0	0	0	200	200	0	100	0	500	500	250	200	1000	1500	500	0	500	500	0	200			
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
20	1月院内上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
21	1月院外上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
22	1月上限回数	0	0	0	4	4	0	4	0	4	4	4	4	2	2	4	0	4	4	0	4			
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
24	入院負担区分	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	2	2	2	2	1	2	1	2	1	2			
25	1回負担割合	10	10	10	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
28	1日上限額	0	0	0	200	200	0	100	0	500	0	250	200	0	0	500	0	500	500	0	200			
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
30	1月上限額	40200	24600	15000	72300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
31	1月上限回数	0	0	0	14	4	0	14	0	14	0	14	14	0	0	4	0	14	4	0	14			
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
33	食事療養費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3			

(注) 平成27年4月より福祉(乳幼児、障害、ひとり親)の「短期滞在手術等基本料」の取り扱いが変わります。各保険番号(290,490,590,260,191,291,491,192,292,492)に対して、システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(3)」タブの「短期滞在手術等基本料2\_3の特別計算」の左側を「1」で設定してください。日レセVer4.7.0第44回/バッチの「管理番号:kk32800」をご参考ください。

- 老人医療費
  - 「マル老1割」(本人負担1割の患者に適用)、「マル老2割」(本人負担2割の患者に適用)
- 乳幼児医療費
  - 「マル福乳」(平成16年9月末までは全てこの保険番号で登録して下さい。入院時食事療養費を除き自己負担無しです)
  - ※ なお、新制度適用後も、「自己負担無しの市町村」では継続して使用します。・・・**廿日市市等3市町で実施**
  - 「乳負担有」(通院は月4日、入院は月14日を限度に、500円/日を上限とした自己負担があります。適用年齢は市町村によって異なります。)・・・平成16年10月からの新制度(殆どの市町村で実施)
  - 「乳初診有」(通院の初診時のみ500円を上限に自己負担有りです。一ヶ月4回の初診まで適用可能。入院は自己負担無し)・・・平成16年10月からの新制度(広島市で実施)
  - 「庄原乳」(通院は月4日、入院は月14日を限度に、250円/日を上限とした自己負担があります)・・・平成19年4月からの新制度(庄原市で実施) ※平成21年4月より「乳負担有」へ制度変更となるようです
  - 「坂乳」(通院は月4日、入院は月14日を限度に、200円/日を上限とした自己負担があります)・・・平成24年4月からの新制度(坂町で実施) ※平成31年4月より「乳負担有」へ制度変更となるようです
  - 「広島子未」(入院は患者負担無し、通院は1,000円/月2日を上限とした自己負担があります。)・・・平成29年1月からの制度(広島市で未就学に適用)
  - 「広島子」(入院は患者負担無し、通院は1,500円/月2日を上限とした自己負担があります。)・・・平成29年1月からの制度(広島市で実施)
  - 「府中子」(通院、入院共に月4日を限度に、500円/日を上限とした自己負担があります。)・・・平成29年4月からの制度(府中町で実施)
- 重度心身障害者医療費
  - 「マル福障」(通院は月4日、入院は月14日を限度に、200円/日を上限とした自己負担があります。平成18年8月から制度変更に伴い一部負担金が発生します)(殆どの市町村で実施)
  - 「福山障」(通院は月4日、入院は月4日を限度に、200円/日を上限とした自己負担があります。平成18年8月から制度変更に伴い一部負担金が発生します)(福山市で実施)
  - 「障負担無」(自己負担なし)(広島市等3市町で実施)
  - 「坂障」(通院は月4日、入院は月14日を限度に、100円/日を上限とした自己負担があります)・・・平成24年4月からの新制度(坂町で実施)
- ひとり親家庭等医療費
  - 「マル福母」(通院は月4日、入院は月14日を限度に、500円/日を上限とした自己負担があります。平成18年8月から制度変更に伴い一部負担金が発生します)(殆どの市町村で実施)
  - 「福山母」(通院は月4日、入院は月4日を限度に、500円/日を上限とした自己負担があります。平成18年8月から制度変更に伴い一部負担金が発生します)(福山市で実施)
  - 「母負担無」(自己負担なし)(広島市等2市町で実施)
  - 「坂親」(通院は月4日、入院は月14日を限度に、200円/日を上限とした自己負担があります)・・・平成24年4月からの新制度(坂町で実施) ※平成31年4月より「マル福母」へ制度変更となるようです
- 精神通院補助医療費
  - 「精神補助」(自己負担なし)(広島市で実施)

※平成20年8月より障害・ひとり親の一部負担金の変更  
 ※平成21年4月より乳幼児の適用年齢の変更  
 ※平成22年4月より乳幼児・障害・ひとり親の請求方法の変更(社保もレセプト請求)  
 ※平成24年9月より乳幼児・障害・ひとり親のレセプト負担金額の変更(円単位記載)